



平成23年12月12日

各 位

会 社 名 株式会社十八銀行
代表者名 代表執行役頭取 宮脇 雅俊
(コード番号 8396)
問合せ先責任者 総合企画部長 柴田 浩一
(TEL095-824-1818)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当行は、平成23年12月12日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由
経営環境の変化に対応し、機動的な資本政策を可能とするため。
2. 取得の内容

(1) 取得対象株式の種類	当行普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	1,000,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.57%)
(3) 株式の取得価額の総額	250百万円(上限)
(4) 取得期間	平成23年12月15日から平成24年2月29日まで

(ご参考) 平成23年9月30日時点の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く)	175,195,504株
自己株式数	5,521,615株

以 上